様式第一号の二を削る。

第二条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別給付金の請求手続） **第一条**　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する特別給付金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号。以下「平成二十八年法律第二十八号」という。）附則第七条第一項に該当する者にあつては、様式第一号の二）による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第四条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 ２　（略） ３　請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第五条第三項から第十二項までの規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） ４　請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第七条第一項の規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の法第三条第一項の特別給付金又は平成二十八年法律第二十八号第一条の規定による改正前の法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であることを認めることができる書類 二　前号の特別給付金に係る戦傷病者等の死亡の日を明らかにすることができる書類 三　請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第七条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類 ５　請求者が法第五条第一項の規定により死亡した者の相続人として特別給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項並びに第三項及び前項の各号に掲げる書類並びに請求者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。この場合において、第二項、第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第三号中「請求者」とあるのは、「被相続人」と読み替えるものとする。 （フレキシブルディスクによる手続） **第四条**　第一条第一項及び第五項に規定する様式第一号又は様式第一号の二による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	（特別給付金の請求手続） **第一条**　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する特別給付金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第四条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 ２　（略） ３　請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号。以下「平成二十八年法律第二十八号」という。）附則第五条第三項から第十二項までの規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） （新設） ４　請求者が法第五条第一項の規定により死亡した者の相続人として特別給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項及び前項の各号に掲げる書類並びに請求者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。この場合において、第二項並びに前項第一号及び第二号中「請求者」とあるのは、「被相続人」と読み替えるものとする。 （フレキシブルディスクによる手続） **第四条**　第一条第一項及び第四項に規定する様式第一号による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。